

# 候補地抽出方法

## 1 前提条件

(1) 第1段階の規制地域等の項目により網掛けされた地域以外の場所であること。

(2) 整備対象施設等

産業廃棄物最終処分場(管理型)の整備には、以下の施設等が必要。

〔	埋立地	防災調整池	擁壁・法面・道路等	〕
	浸出水処理施設	覆土置場	緑地等	
	浸出水調整設備	管理棟		

(3) 必要容量

埋立容量 140万m<sup>3</sup>

〔 候補地1カ所では上記容量を確保できないことも想定し、候補地拾い出しの要件としては原則として50万m<sup>3</sup>以上を確保できることが前提。 〕

## 2 拾い出し要件

(1) 陸域

容量要件

埋立容量が、原則として50万m<sup>3</sup>以上を確保できること。

この場合、埋立高(貯留構造物の高さ)が、概ね10~15mで確保できること。

面積要件

敷地面積を、原則として8ha以上(緑地等含む。)を確保できること。

地形要件

谷地形(谷勾配)を有する地形があること。

(2) 海域

容量要件

埋立容量が、原則として50万m<sup>3</sup>以上を確保できること。

面積要件

陸域に同じ(敷地面積が、原則として8ha以上)

地形等要件

水深が概ね10m以内であること。

海底が軟弱層ではないこと。

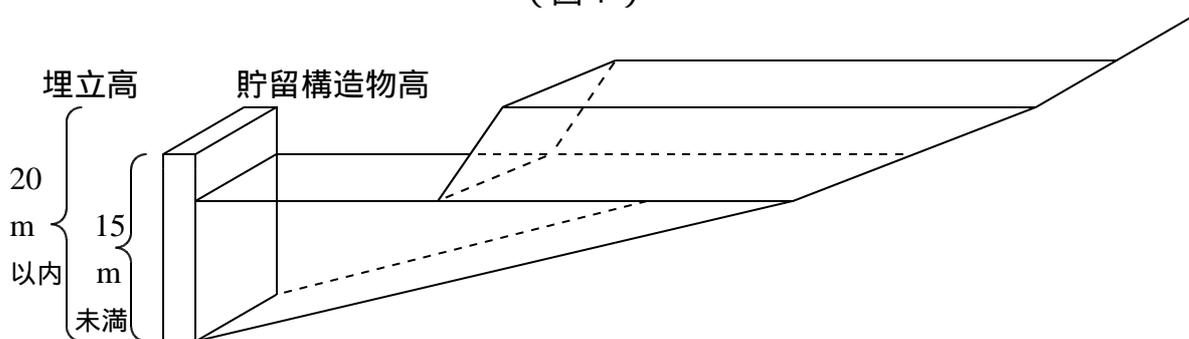
### 3 抽出方法

#### (1) 陸域

第1段階の規制地域等の項目により網掛けされた地域以外を対象に、1/25,000の地形図を用いて抽出。

埋立高が20 m 以内において確保できる容量が40万 m<sup>3</sup> 以上を目安として、管理型最終処分場の構造が、概ね図1の構造となる場所を抽出。

(図1)



\* 埋立高を20 m 以内とする理由

- ・最終処分場の早期安定化を図る。
- ・跡地利用を行う平坦地を確保する。

\* 貯留構造物の高さを15 m 未満とする理由

- ・貯留構造物の高さが15 m 以上になると河川管理等構造令によるダムの基本が適用され、事業費が増加する。

#### (2) 海域

第1段階の規制地域等の項目により網掛けされた地域以外を対象に、敷地面積が原則として8 ha 以上確保できる場所を抽出。

沿岸海域地形図を用いて、水深が概ね10 m 以内の場所を抽出。

沿岸海域土地条件図を用いて、軟弱層でない場所を抽出。